

## 書類申請の場合の提出書類

&lt;出典&gt; 令和8年度高等学校等就学支援金制度等に関する都道府県担当者等説明会抜粋

★重要★

国籍	在留資格等	提出書類
<b>※書類申請の場合は、いずれの在留資格等であっても、沖縄県からの通知により「住民票」の提出が必要となります。  「生徒の住民票（個人番号以外全て記載のもの）」は必ず提出してください。</b>		
日本国 以外	特別永住者	○国籍を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー）</li> <li>● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの）</li> <li>● 特別永住者証明書の写し（コピー）</li> </ul>
	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	○国籍・在留資格・在留期間を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー）</li> <li>● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの）</li> <li>● 在留カードの写し（コピー）</li> </ul>
	家族滞在	①国籍・在留資格・在留期間を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー）</li> <li>● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの）</li> <li>● 在留カードの写し（コピー）</li> </ul> ②日本国の小学校及び中学校を卒業したことを確認できる書類（以下2点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書</li> <li>● 中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書</li> </ul>

※都道府県によって、提出書類は異なることがあるので、都道府県・学校からの案内に従って申請手続きをしてください。

※上記以外の在留資格の方は、新制度の対象にはなりません。

ただし、対象外の在留資格であっても、「在校生の方」及び「在留資格「留学」を除く新入生の方」は、従来と同様の支援を受けられる可能性があるため、学校を通じて申請手続きをしてください。

※個人番号カードの写しを学校に提出させる場合は、特定個人情報を取り扱うため、都道府県からの適切な事務の委託、規程の整備などが必要であり、これらが整っていない学校では、書類を受け付けることはできません。